

8 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

●担当課
産業廃棄物指導課 審査担当
(電話048-830-3121)

目的

無秩序な土砂の堆積を防止し、もって県民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としている。

制度概要

【土砂の排出に関する手続】

- ① 元請負人は、建設工事に伴って発生する土砂を500㎡以上排出するときは、土砂の排出に関する計画を定め、届け出なければならない。
- ② 土砂の堆積を行う者は、その土砂を1月間に500㎡以上他の土地の区域に排出するとき(①の場合を除く。)は、1月間の土砂の排出に関する計画を定め、届け出なければならない。

【土砂の堆積に関する許可手続】

土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上のときは、土砂の堆積に関する計画を定め、許可を受けなければならない。

<許可の要件>

- 1 土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準(土砂の堆積の基準)
 - (1) 堆積する土砂の高さ、のり面の勾配
 - (2) 排水施設、擁壁等
 - (3) 地形等に応じ配慮すべき事項等
- 2 許可申請者等の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

●事業主体

土砂の堆積を行う者(建設工事に伴う土砂の排出においては、元請負人)

●根拠法令等

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

●創設年度

平成13年度(平成14年2月1日)

●制度の留意点

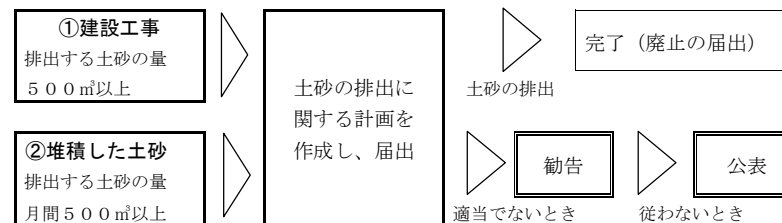
堆積の許可については、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町は各市町の条例が適用となる。(右図参照)

なお、県条例の対象外となる3,000㎡以下の堆積についても条例等により規制している市町村がある。

(条例:53団体、要綱:2団体 令和4年4月1日現在)

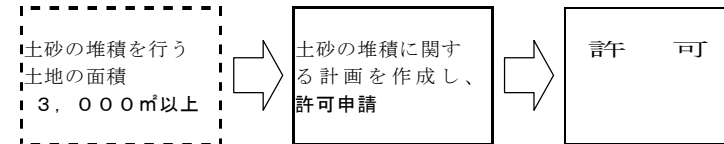
■埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の手続きフロー

【土砂の排出に関する手続】

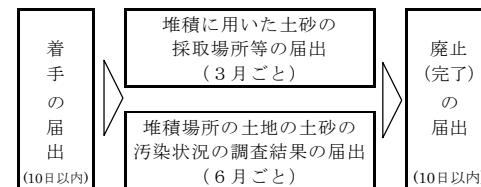


【土砂の堆積の許可手続】

<許可手続>



<許可後の手続>



<堆積の許可が適用除外となる市町>

